

第5回知的財産翻訳検定試験<第2回英文和訳> 標準解答〔共通〕

<問題>

有効な特許を発行するために、特許庁は不適正に特許を発行しない義務と、不適正に特許を拒絶しない義務との両方を負っている。技術革新及び技術的進歩は、発明者に当然に与えられるべき発明の範囲について特許が発行されることで最も効果的に達成される。

37CFR 1.56（米国連邦規則37巻1.56節）等に規定されている規則により、特許出願の準備とその手続に携わる人々に、特許庁との手続において遵守すべき公正・誠実履行義務が喚起され、またこれは特許出願を有効かつ効率的に審査するのに必要とされる情報を特許庁が適時に入手しうるように促す。上記条項において、特許出願あるいはその手続に携わる者とは、例えば、その出願に含まれる発明者や出願の準備、手続を行った弁護士あるいは弁理士を意味する。開示義務を有する者は、「実質的にその出願の準備や手続に携わった者」である。したがって、開示義務はタイプスト、事務員、等の出願を補助した人には及ばないことが明らかである。

開示義務を有する者はすべて、特許性に関連があるあらゆる情報を、その情報源やどのようにして知ったかに関わらず、特許庁に開示しなければならない。ある情報を特許庁に開示しなければならないかどうかは、その情報がどこからどのように得られたかではなく、その情報が特許性に関連があるものであるかどうかによって定められる。

特許性に関連があるものであれば、特許庁に開示する必要がある。特許性に関連がある情報を開示する義務は、上記のような開示義務を有する人が出願前、出願時、あるいは出願の手続中に知った情報に及ぶ。